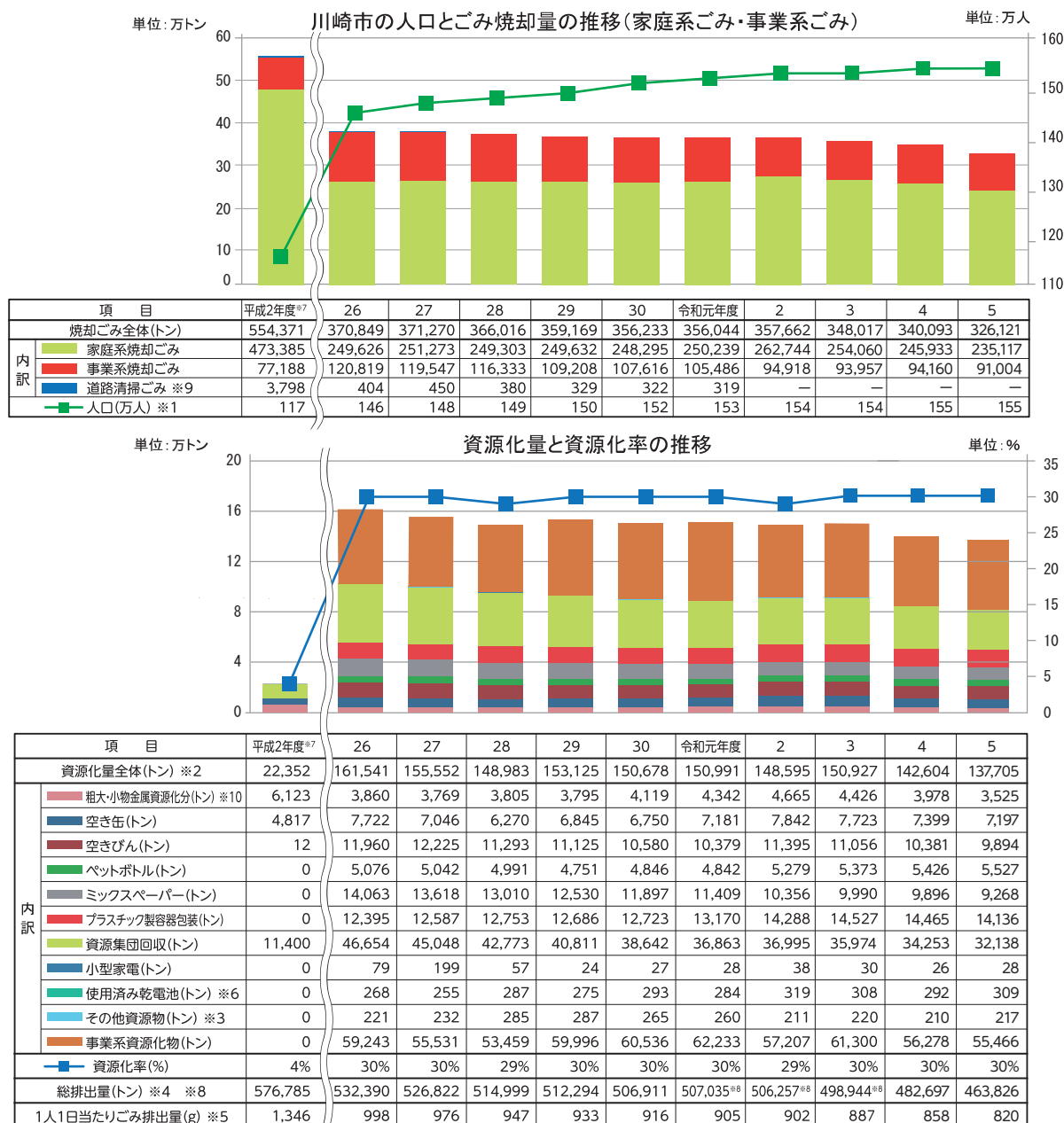


地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

川崎市では、平成28年3月に川崎市一般廃棄物処理基本計画(ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン)を策定しました。基本計画では、循環型社会の構築はもとより、循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立した環境配慮型の“エコ暮らし”なライフスタイルへの転換を図りながら、持続可能な都市を目指していきます。

令和4年3月に策定した「第3期行動計画」に基づき、各種広報媒体を活用した普及広報やイベントにおける普及啓発等、ごみの適正排出・分別の徹底に向けた各種広報や出前ごみスクール等の環境教育・環境学習等を実施することにより、ごみの減量化・資源化を推進します。また、近年、地球温暖化や海洋汚染、生態系への影響の観点から、世界的な課題となっているプラスチックごみについて、プラスチック資源の分別収集、マイボトル・マイバッグの利用促進、事業者へのレジ袋の削減要請等、プラスチック資源循環に向けてより一層取組を進めていきます。

ごみ処理・リサイクルに関するデータ ①



※1 人口は、各年度の10月1日現在の人口に基づきます。

※2 資源化量とは、家庭系資源物及び事業系資源物を含めて算出したものです。

※3 その他資源物とは、自主回収古紙、古布及び蛍光灯の合計値です。

※4 総排出量=焼却ごみ+資源化量

※5 1人1日当たりごみ排出量とは、一般家庭(家庭系焼却ごみ・家庭系資源物)、事業者(事業系焼却ごみ・事業系資源物(事業活動に伴い出される資源物))、その他(道路清掃ごみ)の合計を人口及び年間日数(うるう年の場合は366日)で除したものです。

※6 使用済み乾電池を安定的にリサイクルすることができるようになったため、平成26年度から資源化量の内訳へ記載することとしました。

※7 平成2年度は本市が「ごみ非常事態」を宣言した年です。

※8 令和元年度日本台風で発生した災害廃棄物は含まれていません。

※9 令和2年度から道路清掃ごみは、事業系焼却ごみに含まれています。

※10 令和2年度から一時多量ごみ資源化分を含みます。

※災害廃棄物は5,086t(R1)、1,210t(R2)、213t(R3)発生しており、上記には含まれていません。